

告 示

埼玉県告示第千三百七十四号

測量計画機関である日高市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

日高市

二 作業種類

公共測量（デジタル航空写真（地上画素寸法十センチメートル以内））

三 作業地域

日高市全域（四十七・四八平方キロメートル）

四 作業期間

令和三年十二月二十二日から令和四年三月十八日まで